

新 条 文

旧 条 文

(趣旨)
 第一条 この規則は、青森県営農高等学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号。以下「条例」という。）第五条第五項（条例第七条第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の規定に基づき、授業料等及び寮使用料の納入並びに青森県営農高等学校（以下「大学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)
 第一条 この規則は、青森県営農高等学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号。以下「条例」という。）第五条第五項及び第九条の規定に基づき、授業料等の納入及び青森県営農高等学校（以下「大学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第二十一条 略
 （入寮許可等）

2 第二十一条 略
 （入寮許可等）

3 第十一条から第十三条までの規定は、寮使用料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 (新設)

<p>第一項</p>	<p>第十一条</p>	<p>学生</p>	<p>入寮者（第二十一条第四項に規定する入寮者をいう。次条及び第十三条において同じ。）</p>	<p>年額の二分の</p>	<p>月額に六を乗じて得</p>
------------	-------------	-----------	---	---------------	------------------

<p>2 第二十二條 略</p> <p>(退寮)</p> <p>2 条例第七條第四項の規定による退寮命令は、校長が行うものとする。</p>	<p>4 略</p>	<p>第十三條</p>	<p>第十二條</p>		<p>第十一條 第二項</p>	<p>一に相当する</p>	
		<p>学生が</p>	<p>第十四條第二項</p>	<p>学生</p>	<p>前項</p>		
<p>2 第二十二條 略</p> <p>(退寮)</p> <p>2 条例第七條第二項の規定による退寮命令は、校長が行うものとする。</p>	<p>3 略</p>	<p>入寮者が第二十一條第三項において準用する</p>	<p>退寮</p>	<p>第二十二條第一項</p>	<p>入寮者</p>	<p>第二十一條第三項において準用する前項</p>	<p>た</p>
		<p>入寮者が第二十一條第三項において準用する</p>	<p>退寮</p>	<p>第二十二條第一項</p>	<p>入寮者</p>	<p>第二十一條第三項において準用する前項</p>	<p>た</p>